

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 第1次審査実施方針及び募集要項等に関する質問回答の公表について

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の第1次審査実施方針及び募集要項等に関する質問に対する回答を、下記により公表いたします。

江別市生活環境部環境室 平成18年12月6日

実施方針

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	実施方針	2	第1章, 4, (2)業務範囲, 工 才	工 環境管理業務、才 防災管理業務 力 その他関連業務 の具体的業務内容を教示願います。	詳細は、要求水準書でお示しします。 なお、募集要項の P5~6 もご参照ください。
2	実施方針	2	第1章, 4, (2)業務範囲, 力	その他関連業務について、具体的にどのようなものを想定すればよろしいのでしょうか、ご教授願います。	要求水準書でお示しします。 なお、原則的に委託対象施設及び関連施設の運転・維持管理をほとんどすべておまかせするとお考えください。
3	実施方針	2	第1章, 4, (4)本件施設の権利形態	本件施設等を無償で使用できるものとするがありますが、無償使用可能な備品、物品等も具体的に教示願います。(車両、什器、備品、予備品、消耗品など)	要求水準書でお示しします。
4	実施方針	2	第1章, 4, (4)本件施設の権利形態	本件施設等を無償で使用できるものとするがありますが、特別目的会社の事務所を施設内に設置することも可能でしょうか。	事務所の定義が不明ですが、特別目的会社そのものの経理等を行う機能を持ついわゆる「会社事務所」を施設内に設置することを認める考えはありません。
5	実施方針	2	第1章, 6 法令等の遵守	本事業に直接関連する江別市条例、規則、協定書について、具体的に教示願います。	条例名等については、要求水準書でお示ししますが、江別市の各条例については現時点でも江別市ホームページ上で公表しておりますので、ご参照ください。なお、法律・条例・規則等は相互に関連しているため、それらすべての名称を明示することは事実上困難です。また関係協定書は閲覧資料にあります。
6	実施方針	3	第2章, 2, (1)事業者募集等のスケジュール	11月22日に現地見学・11月15日から12月14日に参考資料閲覧がありますが、1次審査後に再度、施設見学及び資料閲覧の御予定はありますか。	施設内部見学の申込方法については、11月22日の説明会において参加全社にご説明したとおりです。 なお1次審査合格者が、事業提案を作成する場合において、再度資料の閲覧及び施設見学を希望する場合の取り扱いについては、1次合格者発表時まで別途お知らせいたします。
7	実施方針	3	第2章, 2, (1)事業者募集等のスケジュール	平成19年5月下旬の基本協定書(覚書)の締結は、特別目的会社の場合、代表企業でよろしいですか。	特別目的会社の設立の期限は、本事業契約締結時までですので、基本協定書(覚書)締結時点では未設立の場合も考えられます。いずれの場合の代表企業との締結となります。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
8	実施方針	7	第2章, 3, (2), 工	技術者の資格を有する者を本事業の開始までに配置できることとありますが、現地常駐が条件でしょうか。	各技術資格者の法的要件によります。他施設との兼務が認められない資格者の場合は、当然に専任者が常駐していただくことと想定しています。また、どのような形態でどのような資格者を配置するかは、もちろん法的要件及び要求水準書の水準をクリアすることが最低条件ですが、どんな思想で本件施設を適確に管理していくつもりか、という事業者の提案内容と密接に関連することと考えておりますので、充分にご留意願います。
9	実施方針	7	第2章, 3, (2), 工	技術管理者の配置義務の中で、廃棄物関係以外の資格（例、ホウ技師、危険物、E社管理士、公害防止管理者等）が必要ですか。	詳細は要求水準書でお示しします。
10	実施方針	7	第2章, 3, (2), 工	その他江別市が必要と認める応募者の構成等については、募集要項等において明記するとありますが、募集要項等の記述を教示願います。	募集要項をご参照ください。（募集要項8P～10P・第4-1「応募者の備えるべき参加資格要件」）
11	実施方針	7	第2章, 3, (3) 構成員の制限, イ	指名停止措置について再度確認致しますが、優先交渉権者決定(平成19年5月中旬)から事業契約の締結(平成19年8月中旬)までの期間に、指名停止措置を受けた者は、よほどのことがない限り構成員の制限には触れないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「よほどのこと」がどの程度を示すのか判りかねますが、お見込のとおり優先交渉権者決定後における指名停止措置については、原則欠格事項にはあたりません。ただし、実際の事業実施自体が不可能になるような事態が生じた場合（事業者自身の倒産・相当程度の社会的影響がある反社会的行為など）は、優先交渉権者の決定を取り消す場合があります。なお、「優先交渉権者が決定する」のは江別市と事業者が「基本協定書（覚書）」を締結、取り交わしたときです。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
12	実施方針	9	第3章, 2 予想されるリスクと責任分担	物価変更リスクにおいて、事業者側は一定範囲内の物価変動には対応とありますが、物価変動を判定する指標とする統計資料はなにを想定しているか教示願います。また、一定範囲内の具体的な範囲も教示願います。	<p>物価指標を判断する統計については、あらゆる資料を使用させていただいて結構です。江別市側から予測に使用する具体的な統計資料を示すことはありません。</p> <p>原則として、事業提案は物価変動値の予測を見込んだ提案と考えておりますので、基本的には物価変動は事業者のリスクです。（当然事業提案に何%までの物価変動を考えているかが示されるはずです）</p> <p>例外としては、異常な物価上昇等によって事業実施継続に困難性が高く、通常のリスクテークでは適当でないと判断される合理的理由がある場合のみです。この場合は、変更契約等で増額をすることで江別市がリスクを負うこととなります。</p>
13	実施方針	9	第3章, 3 事業の実施状況の監視	『事業者の提供する本件施設の修繕及び運転・維持管理に係るサービスが十分達せられない場合』とありますが具体的にどのような事例がありますか。	不十分な修繕により施設寿命を縮めてしまうような状態や、廃棄物の処理に支障をきたす場合などです。要するに要求水準が達成されないような状態とお考えください。
14	実施方針	9	第3章, 4 契約保証金	優先交渉者が保険会社との間に履行保証保険契約を結んだ際に、契約保証金の「全部又は一部」を免除するとありますが、「全部」と「一部」の違いは何を想定されていますか。	現実的にはあまり考えられませんが、締結された履行保証保険契約が契約保証と同等の効力を持つには不十分と認められる場合に一部免除というケースがあり得ます。
15	実施方針	13	リク分担表 19 江別市の責による・・・	江別市の責による事業内容の変更等に起因する運営費の増大とありますが、どのようなケースを想定していますか。	<p>大幅な分別の変更や受入れ廃棄物そのものの種類の変更、あるいは管理対象施設の変更等により運営費が増大する場合は、増額変更契約等で江別市がリスクを負うこととなります。</p> <p>ただし、分別見直し等で費用の減少方向に作用する場合も当然考えられることから、一概に江別市のみがリスクを負っているわけではないことにご注意ください。</p>
16	実施方針	13	リク分担表 23 要求水準不適合	要求水準の定義は何ですか。	要求水準書とは、本事業を実施する事業者に対して要求するサービス水準を示し、応募者の提案に指針を与えるものです。いわゆる仕様発注での「仕様書」に相当しますが、本事業はご説明したとおり「性能発注」であり、水準を達成する方法は、合法かつ合理的である限り、事業者の自由な創意工夫によるものです。なお詳細な内容は、後日お示しする要求水準書をご参照ください。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
17	実施方針	13	リスク分担表 24 受入廃棄物の量・性状に起因するもの	受入廃棄物の量・性状に起因するリスクで事業者も一部負担とありますが、どのようなケースを想定していますか。	受入量は、ご説明したとおり一部の従量的に発生する経費を変動費として単価契約する予定であることから、当初より従量的であり受入廃棄物の根本的な性状変更（分別の大幅な見直し等）が無い限り、変動費契約で対応できるものと考えています。また、廃棄物組成は一般的に一定ではなく、消費行動や気候等によってある程度変動します。このような日常受け入れる廃棄物の性状変動リスクは事業者が負っていただくこととなります。
18	実施方針		その他	本事業の事業期間は記載されていますが、予定金額が公表されていませんが今後公表の予定はございますか。	予定金額（予定価格）の公表を行う予定はありません。

募集要項

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 規模	規模: 140t/日(70t/日×2系列)は設備容量ですが, 実際の操業負荷は何t/日ですか。 また, 設備能力の最低負荷はt/日ですか。 又、年間稼働日数は何日ですか。	炉の運転は1炉当り 70 t/日を最大として 95%~100%で行っています。 年間稼働日数について平成17年度の実績として1系は255日(6,001時間)、2系は242日(5,717時間)であり、整備期間に交互運転しています。 尚、両系同時に停止させた日数は10日間あります。
2	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 処理対象物	可燃ゴミの種類と発熱量, 元素分析値及び工業分析値のデータを提示願います。	「別掲資料1」をご参照ください。
3	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 処理対象物	可燃ゴミの発熱量について11/22にいただいた『配布資料』に発熱量の推移のグラフがありますが, この発熱量は熱分解ドラムから排出され燃焼室へ投入される熱分解固形物を指しているのでしょうか。 また, ゴミピット内投入されたゴミの平均発熱量を指しているのでしょうか。	ごみピット内のものです。
4	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 処理対象物	発熱量の計画値と実測値について11/22にいただいた配布資料の発熱量の計画値と実績値に差があります(計画値に対し67%)がその理由を教えてください。夏・冬のシーズン差もあるのですか。	社会的な経済動向やリサイクル法等から施設設計時と現在とではごみの排出行動が変化したものと捉えています。 シーズンにおける差は若干見受けられます。
5	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 処理対象物	発熱量の今後の予想について03年~05年に掛けては下がっており, 06年には上がり傾向にあるようですが, 今後はどのように予想されていますか, 又その理由を教えてください。	法的な要素、経済動向による影響がある為、一概に今後の傾向を予想・決定することは出来ませんので、この件については提案者の判断によるところです。
6	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 処理方式: ガス化熔融方式 (押し式)	この方式を採用した理由(利点及び欠点)を教えてください。	事業提案者様への回答になじまない判断されるため、お答えいたしません。 なお、施設の現状及び運転状況等については、配付及び閲覧資料さらには要求水準書等により、ご承知願います。
7	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 処理方式: ガス化熔融方式 (押し式)	運転中の注意点(ゴミの量と押し内温度の調整方法等トラブルと対策)を教えてください。	ガス化熔融炉のゴミの処理量は1系当り70 t/日と定められているため、これを超える事は出来ません。方法・対策については第2次審査手続き開始後に開示する予定です。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
8	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 炉形式: 全連続燃焼式	補助燃料を必要としない負荷は何%ですか。	基準熱カロリーに於いて100%です。
9	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 (その他)	炉および炉の連続操業日数は何日ですか。また停止理由を教えてください。	「募集要項」の質問 No 1 の回答をご参照ください。
10	募集要項	1	第2章, 4 施設概要 焼却施設 (その他)	下記資料を提出していただけますか。 系統線図(70-シート) (水・蒸気, 空気・ガス, 燃料・灰処理) 熱および物量バランスシート 操業トラブルと対応等の設備台帳 作業手順書 蒸気発生量と発電量(計画と実績) 総使用電力量と自家発電量	閲覧図書にあります。 「別掲資料2」をご参照ください。 第2次審査手続き開始後に開示する予定です。 閲覧図書にあります。
11	募集要項	3	第2章, 5, (2) 事業 期間及び契 約の考え方	運営準備期間が平成19年7月上旬から平成19年9月30日までと記載されていますが、P28の7章-4では事業契約の締結が平成19年8月中旬となっています。契約交渉の期間であることから、事業者の契約締結リスクとして実施することが義務づけられているのでしょうか。	現実的な問題として、事業契約締結交渉と実務的な引継ぎを平行して行うことが、最も効率的な時間の使い方であると考えております。従いまして本契約前の引継ぎ業務に係る費用負担及びリスクはお見込みのとおりですが、江別市側も当然に積極的に契約を締結する義務が生じると考えておりますことから、一方的なリスクテイクとは考えておりません。
12	募集要項	3	第2章, 5, (2) 事業内 容 事業期 間の考え方	運営準備期間においては、貴市または貴市の指定する者から本件施設の運転等についての教育・訓練を受ける等の方法により運転等の引継ぎを実施することとなり、運営準備に要する費用は全て事業者負担となっていますが、この教育・訓練を受ける運転員の費用以外に、どの程度の費用がかかるのかを具体的にご教示願います。	具体的な費用金額は事業者側の体制により大きく異なると思われますので、お示しすることは不可能です。 そもそも、どのようなスキームによって本件事業を受託しようとするかは、要求水準をクリアしていれば、原則事業者の提案によるわけですから、あらかじめ江別市側が見積もることはできません。 また、ご質問の意図が、具体的にどのようなことを想定されているのか判然としません。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
13	実施方針	3	第2章, 5, (2), 事業期間終了時の取扱, イ	事業延長の協議が成立しない場合、本事業は終了するとありますが、終了時に退去のみすればよく、本施設の保管措置等の費用支出及び実行の義務は負わないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「保管措置等」が具体的にどのような業務・費用を指しているのか判りかねますが、事業終了時には、直前まで施設が良好な状態で管理されているものという前提で、追加的な費用が受託者に発生することは原則ないものと考えております。
14	募集要項	4	第2章, 5, (3) 本業務の範囲	新最終処分場の埋立期間について、11月22日の現場説明会及び現地見学会にて、ご説明がありましたように、現状では処分量の減少により委託期間中に埋立が完了することはないと思われませんが、もし何かしらの原因で処分量が増加し、委託期間内に埋立完了となった場合は、本処分場における埋立完了後の運転・維持管理業務と考えてよろしいでしょうか。(新最終処分場の埋立完了後に新たに新設される最終処分場の運転・維持管理業務は範囲外と考えます。)	お見込みのとおりです。 なお、詳細事項については要求水準書に記載されます。また、新たな処分場が新設された場合については、別途協議することとなりますが、原契約においても、新たな最終処分場までの運搬は業務に含みます。
15	募集要項	4	第2章, 5, (3) 本業務の範囲	11月22日の現場説明会及び現地見学会にて質問がありましたが、業務の範囲(案)の中で除雪・最終覆土業務では重機の台数・種類等再度ご教授願います。	要求水準書に記載されます。
16	募集要項	4	第2章, 5, (3) 事業内容 本業務の範囲	新・旧最終処分場の運転管理業務において、廃止に係るモニタリングとありますが、具体的にどのような業務内容を想定されているのかご教示願います。	埋立終了後においても法律で定められている浸出水の水質管理を行う事を指します。
17	募集要項	4	第2章, 5, (3) 事業内容 本業務の範囲	施設の設計、施工に起因する故障、・・・・・・・・・・事業者の責に帰さないものについては、事業者は補修の責を有さない・・とありますが、誰がどのような方法で施設の設計、施工に起因する事故と認定するのでしょうか。具体的には事業者がその証明を行い、貴市に認定いただくものと理解しますが如何でしょうか。	個別具体的なケースによって、対応は変わってくるものと思われしますので、一義的にあらかじめ決められるものではないものと考えています。しかし、事業契約において、契約期間中の対応方法について、江別市・事業者双方で協議し明文化しておく必要があるものと考えています。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
18	募集要項	6	第2章, 5 事業内容 業務の範囲 (案)	業務の範囲(案)の全体で各施設における現在の運営に関する市職員・委託人員の人数について。	市職員は正職員15名、非常勤職員3名の計18名を配置しています。 (内、計量棟2名、プラットホーム2名、破碎施設5名、(最終処分場維持管理含む) 他指導技術員一般事務等9名) このほか、ガス化熔融炉運転維持管理委託先(民間企業)の人員32~33名となっています。
19	募集要項	6	第2章, 5 事業内容	点検・補修業務内容についてですが、焼却施設は平成14年よりの稼働ですが今後大規模修繕が必要と思われませんが、本事業には含まれますか。	含まれます。 14年6ヶ月間に要する大規模・小規模を問わず、施設の維持に必要なすべてのメンテナンスコストを含め事業計画を作成し、提案してください。
20	募集要項	6	第2章, 5 事業内容	予防保全・事後保全には部品等が必要になりますが部品の調達支給等についてのお考えをご教授願います。	江別市側で部品等の現物支給やその対価を契約額のほかに別途支払う等は原則行いません。 すべて、事業者の責任において自由に調達していただくこととなります。
21	募集要項	8	第4章, 1, (1) 応募者の構成	応募者は一企業又は複数の企業で構成することとありますが、中小企業等協同組合法で定める協同組合も企業に含むことでよろしいですか。	「企業」の定義については、いわゆる会社法に基づき設立組織された会社に限っておりません。したがって、ご質問の組合についても代表もしくは構成員としてご応募いただくことが出来ます。
22	募集要項	10	第4章, 1, (2), シ 運 転管理実績	中間処理施設及び 廃棄物最終処分場の運転管理実績は、全て一般廃棄物の実績と理解しますが如何でしょうか。	一般廃棄物に限定していることはありません。
23	募集要項	10	第4章, 1, (2) ス技術 管理者	廃棄物処理施設技術管理者のことで推察しますが、ごみ処理施設、破碎・リサイクル施設、最終処分場それぞれに技術管理者の配置が必要になりますでしょうか?新・旧の重複は可能でしょうか?	環境クリーンセンター本体につきましては財団法人日本環境衛生センターの行う 廃棄物処理施設技術管理者講習の内、ごみ処理施設コースを修了した方1名の常駐が必要になります。最終処分場につきましては、同じく最終処分場コースを修了した方1名の常駐が必要になります。 尚、新旧最終処分の2箇所がありますが1名の配置で構いません。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
24	募集要項	10	第4章,2,(1) 募集要項等の承諾	「応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす」とありますが事業契約書等の解釈等については、別途契約交渉時に協議できるものと考えますが如何でしょうか。	基本的な考え方の変更はもちろんできませんが、本事業の契約については、14年6ヶ月の長期間となることから、江別市側から一方的に契約書案をお示しして、機械的に調印するといったことは考えておりません。契約交渉においても、2ヶ月程度の期間を設定しているのは、双方が各契約条項について詳細に協議を行うことを想定しているためです。
25	募集要項	10	第4章,2,(4) 著作権	「江別市は、本事業の範囲において公表する場合、その他江別市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる」とありますが、公表の範囲等は事前にご協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご質問の協議の内容が判然としませんが、事業者の知的所有権等が著しく侵害され、事業者もしくは構成企業・関連企業等が損害を被る恐れがあると客観的に判断される場合を除き、公開が原則とお考えください。本施設は江別市の公共的な施設であり、納税者への情報公開が優先するものと考えております。
26	募集要項	15	第4章,3 応募に関する ア 閲覧期間	参考資料閲覧の期間が平成18年1月15日～平成18年12月14日までとなっておりますが、第2次審査以降の閲覧については考えていないと理解してよろしいのでしょうか。	2次審査の具体的要領等については、改めてお知らせいたします。
27	募集要項	17	第4章,3 応募に関する (7) 提出書類	提出書類について、登記簿謄本・印鑑証明書は原本、納税証明書・契約書（運転実績）は写しでよろしいでしょうか。また登記簿謄本においては現在事項と履歴事項を提出するのでしょうか。	登記簿謄本においては履歴事項全部証明書の提出をお願い致します。（現在事項も当然記載されるため）また、お見込みのとおり登記簿謄本・印鑑証明書は所轄法務局の発行した原本の提出をお願いいたします。納税証明書・契約書は写しで結構です。ただし、納税証明書においては募集要項記載のとおり、原則として直前営業年度に係る納税証明書となります。納期限未到来で、12月15日現在未納付の税については、直近の納期限が経過した税の納税証明書（写し可）を提出願います。いずれにせよ、募集要項に記載の各税において、納期限を経過している税はきちんと納税されている、ということが分かる様に提出してください。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
28	募集要項	18	第4章, 3, (11) 第2次審査書類の受付け	17 ページ(8)参加資格の確認においては、「参加資格確認の結果については、平成19年2月上旬を目途に、応募者に対し、書面にて通知する」とありますが、(11) 第2次審査書類の受付けでは、平成19年1月中旬を予定とあります。これは、2月上旬の誤りと考えますが如何でしょうか。	<p>ご質問の平成19年1月中旬は、「第2次審査書類の提出時期」及び「辞退届け自体を提出していただく期間」ではなく、それらの具体的なスケジュールを、皆様にお知らせする予定時期です。したがって、「合格通知後の(2次審査応募等の)スケジュール」の周知が、2月上旬に予定している第1次審査最終合格通知より前に、合格者・不合格者を問わず通知される「可能性」があるとお考えください。</p> <p>ただし、説明会のときもご説明しましたが、予想よりも多数の事業者様に關心をお寄せいただいておりますことから、スケジュールの通知も合格通知と同時になる可能性もございます。いずれにせよ審査の進捗状況によって多少変わってくることから、確定しただけ早く1次審査にご応募された事業者の皆様にはご通知いたします。</p>
29	募集要項	19	第4章, 3, (12) 応募を辞退する場合	同上です。	同上です。
30	募集要項	19	第4章, 3, (12) 応募を辞退する場合	「応募を辞退する場合」について、「事業者募集等のスケジュール」では資格審査結果通知が平成19年2月上旬となっておりますが、辞退提出通知時期は平成19年1月中旬となっております。合格通知後であればどのタイミングでも辞退できると解釈してよろしいでしょうか。	<p>ご質問の平成19年1月中旬は、辞退届け自体を提出していただく期間ではなく、「いつの期間において辞退届けを提出していただくか」という具体的なスケジュールを、皆様にお知らせする予定時期です。</p> <p>したがって、「合格通知後の(2次審査応募等の)スケジュール」の周知が、2月上旬に予定している第1次審査最終合格通知より前に、合格者・不合格者を問わず通知される「可能性」があるとお考えください。</p> <p>ただし、説明会のときもご説明しましたが、予想よりも多数の事業者様に關心をお寄せいただいておりますことから、辞退届けを提出いただけるスケジュールの通知も合格通知と同時になる可能性もございます。いずれにせよ審査の進捗状況によって多少変わってくることから、確定しただけ早く1次審査にご応募された事業者の皆様にはご通知いたします。</p> <p>ご質問のお答えとしては、どのタイミングでも可能ということではなく、当方で設定した期間のみ辞退届けを受け付けます。(1次に応募したが、2次には応募しないという意思表示として)</p>

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
31	募集要項	19	第4章, 3, (13)第2次審査募集要項等に関する質問の受付	第2次審査募集要項等に関する質問回答は、複数回実施して頂きたく要望致します。	2次審査の具体的要領等については、改めてお知らせいたします。
32	募集要項	20	第4章, 3, (15)その他	江別市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と1体のものとして、同等の効力を有するとありますが、回答書と募集要項等に矛盾が生じた場合は、回答書が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのような事態が生じた場合はお見込のとおりです。
33	募集要項	21	第5章, 1, (2) 江別市が支払う委託料	固定費部分の注釈において、事業者が提案した価格をもとに運営期間にわたって平準化したものとありますが、補修費は年毎に大きく金額が異なるものと考えられます。実際の委託処理費用は平準化したものとなるのでしょうか。	本事業の大きな目的の一つが管理経費の平準化にあることから、江別市が事業者にお支払いする委託料はまさしく平準化されたものとなります。実際の維持管理運転に要した費用との乖離をどのようにして事業運営していくかが、本事業の提案内容の大きな要素と考えております。
34	募集要項	23	第5章, 1, (2) 表 固定費	負担金とは何ですか。	負担金については各種受講料、簡易無線局電波使用料です。無線は施設内の業務連絡に使用しています。
35	募集要項	23	第5章, 1, (2) 表 固定費	人件費算定の上で、現状の人員配置、勤務体制をお教え願いたい。	「募集要項」の質問No18の回答をご参照ください。
36	募集要項	23	第5章, 1, (2) 表 固定費	補修費を15年間想定する上で、補修経歴の項目費用の推移が必要につき、開示をお願いしたい。	第2次審査手続き開始後に開示する予定です。
37	募集要項	25	第5章, 3, (3) 業務の改善勧告	「江別市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者を支払う委託料を減額することがある」とありますが、減額の具体策をご教示願います。	当該事項はいわゆるペナルティ条項であり、改善勧告を行っても改善が見られない場合は、委託料の減額や支払い停止措置を経て最悪の場合は、管理能力欠如として契約解除もあり得ます。 いずれにせよ、事業契約の中で双方協議し、確認していくものと考えています。

第1次審査募集要項等に関する質問回答

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
38	募集要項	27	第7章,3, 契約保証金	<p>契約保証金は、履行保証保険を締結した場合は、契約保証金の納付が全部又は一部免除されますが、金融機関からの保証書でも同様の措置を講じて頂きたくご検討をお願いします。</p>	<p>ご質問は、江別市契約に関する規則第28条第2項に規定する契約保証金に代えることのできる担保を提供する場合（契約保証金を納付したことと同じと考える場合）と、同条第4項各号に規定する内容をもとに今回の募集要項に記載した免除できる場合を混同されているのではと拝察します。</p> <p>あくまでも、本事業において契約保証金を免除できる場合は、本募集要項に記載のとおり、履行保証保険を締結した場合に限ります。一方免除ではなく、契約保証金の納付と同等の効力を持つとされる銀行等金融機関の保証及び保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証による担保の提供があった場合は、契約保証金の納付があったものと同様に取り扱いが出来る場合がありますので、そのようにご承知ください。</p> <p>「江別市契約に関する規則」に関しましては、全文が江別市ホームページよりご覧いただけますので、ご参照ください。</p>

NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
39	募集要項	29	別表1リスク分担	住民対応、物価変更、不可抗力、受入廃棄物の量・性状の変動における事業者の責任分担程度、内容の詳細についてご教示願います。	<p>ご質問の各項目については、江別市・受託者双方においてリスクテークが生じると考えられる事項についてと拝察します。</p> <p>募集要項の別表に記載したものはあくまでも基本的な考え方であり、詳細なリスク分担については、今後要求水準書の提示及び事業提案、さらには最終的な事業契約書締結交渉の中で決定していくべきものと考えておりますので、現時点で内容の詳細をお示しすることはできないものと考えております。</p> <p>ただし、概略的には以下のとおりと考えています。</p> <p>住民対応・・・・・・・・ 日常の管理・運転等を事業者が行うことによって生じた住民苦情対応（たとえば、事業者の運転上の瑕疵により、排出ガス等に異常があった等）は事業者のリスクとなります。施設の設置そのものへの反対運動等の対応は当然設置者の江別市になります。</p> <p>物価変更・・・・・・・・ 原則として、事業提案は物価変動値の予測を見込んだ提案と考えておりますので、基本的には事業者のリスクです。（当然事業提案に何%までの物価変動を考えているかが示されるはずです）</p> <p>例外としては、異常な物価上昇等によって事業実施継続に困難性が高く、通常のリスクテークでは適当でないと判断される合理的理由がある場合のみです。この場合は、変更契約等で増額をすることで江別市がリスクを負うこととなります。</p> <p>不可抗力・・・・・・・・ 天災・騒乱等不可抗力におけるリスクは設置者である江別市が原則負うこととなりますが、これらに対し事業者が、十分な備えを怠っていたと判断された場合は、事業者が復旧費用等を負担する場合もあり得ます。</p> <p>なお、通常予想される範囲の台風被害や雪害等によって生じる損害等の復旧義務は事業者側にあり、ここで言う江別市側が復旧義務を負う天災とは、大規模地震や竜巻の発生等通常の注意義務では対応の範囲を超える規模の災害であったと判断される場合です。</p>

第1次審査募集要項等に関する質問回答

					<p>受入廃棄物の量・性状の変動…… 受入量は、ご説明したとおり一部の従量的に発生する経費を変動費として単価契約する予定であることから、当初より従量的であり後述する受入廃棄物の根本的な性状（分別の大幅な見直し等）が無い限り、変動費契約で対応できるものと考えています。 しかし、今後の国等の廃棄物行政の变革や、江別市の分別の見直し等によって、維持管理費用が当初の事業計画と大きく差が生じることが確実であれば、契約変更の協議を行うこととなり、結果増額契約等で江別市がリスクを負うこととなります。 ただし、この場合分別見直し等で費用の減少方向に作用する場合も当然考えられることから、一概に江別市のみがリスクを負っているわけではないことにご注意ください。</p>
NO	資料名	頁	項目	質問内容	回答
40	配布資料		環境別・沈下 1 ティリイ類購 入量（主なもの）	燃料使用量（灯油）にかなりバラツキがありますが、バラツキの原因を教えてください。	日々のゴミ質の変動と片系運転・両系運転のパターンによる変動です。
41	配布資料		年度別処理 場費	時間外勤務の、1 ト別実績時間を教えてください。その主な事由は何ですか。	平成17年度における主な時間外実績は以下の通りです。 経理関係資料作成等事務……579 時間 計量業務………459 時間 （年末年始の勤務を含む） 破砕設備メンテナンス………485 時間 定期整備監督………140 時間

別掲 資料1

平成17年度 環境クリーンセンター 可燃ゴミ組成分析結果一覧

測定年月日	ゴミの種類組成(%)						単位容積重量 (kg/m ³)	4成分(%)				低位発熱量(kcal/kg)	
	紙布類	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他		水分	灰分	可燃分	水素	計算値	実測値
H17.5.26(木)	55.01	35.07	0.66	8.70	0.57		129.40	18.24	9.57	72.19	7.40	3,139.10	1,790.00
H17.8.23(火)	14.75	79.15	4.07	1.84	0.19		118.60	13.07	9.34	77.59	8.50	3,413.10	2,180.00
H17.10.24(月)	32.25	54.28	10.86	2.19	0.42		124.50	23.05	9.00	67.95	7.50	2,919.50	1,810.00
H17.12.15(木)	41.24	44.81	4.38	9.37	0.20		140.90	30.31	7.66	62.03	6.70	2,609.50	1,800.00
H18.2.15(水)	36.54	52.06	0.53	10.77	0.11		121.40	21.99	7.75	70.26	7.60	3,029.80	1,910.00
平均	35.96	53.07	4.10	6.57	0.30		126.96	21.33	8.66	70.00	7.54	3,022.20	1,898.00

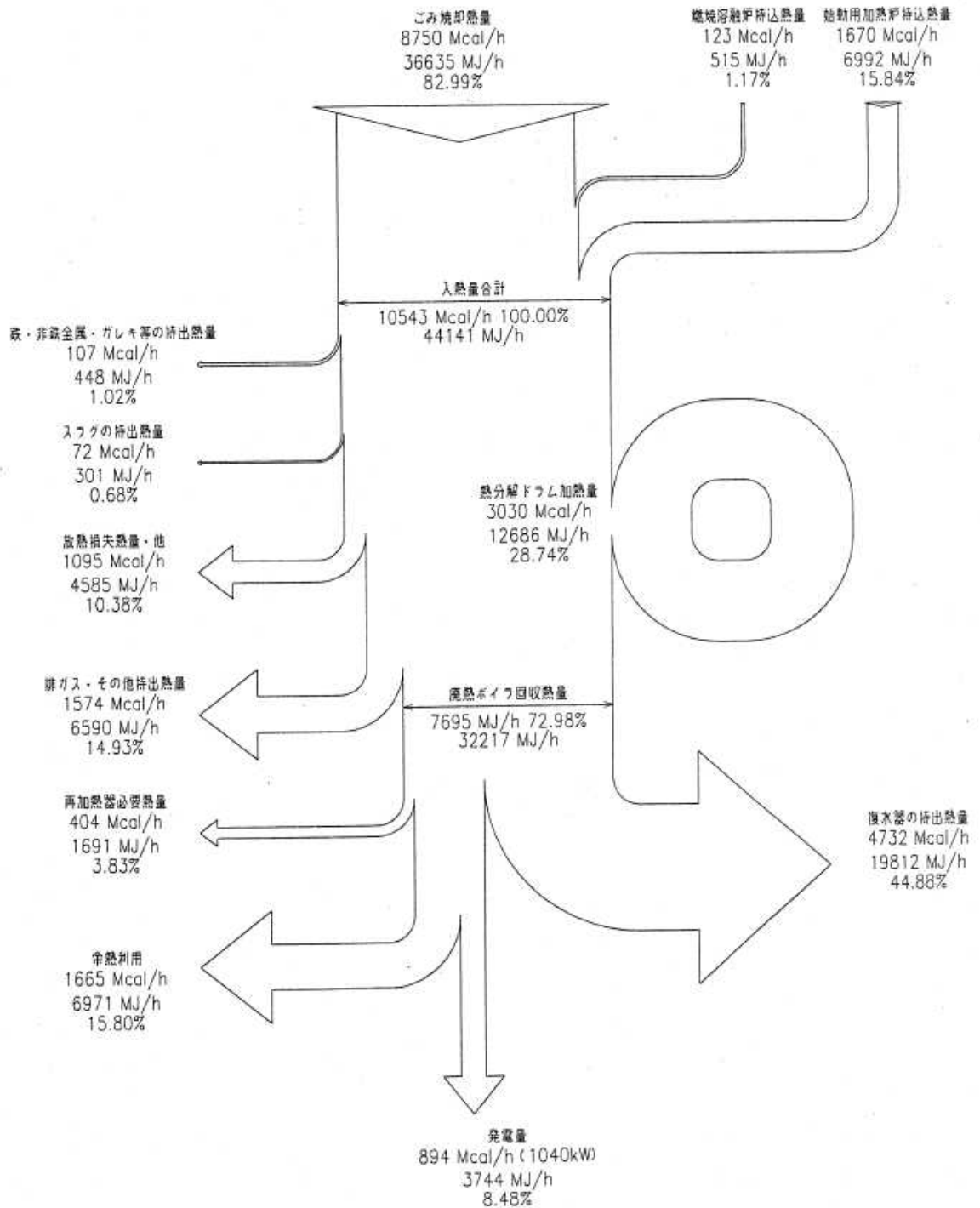
別掲 資料2 (6 ページの 1 枚目)

江別市 殿

2-1-5

(仮称) 江別市新ごみ処理施設建設工事 (ガス化熔融施設)

熱精算図 (低質ごみ)
70t/日 x 2炉



別掲 資料2 (6 ページの 2 枚目)

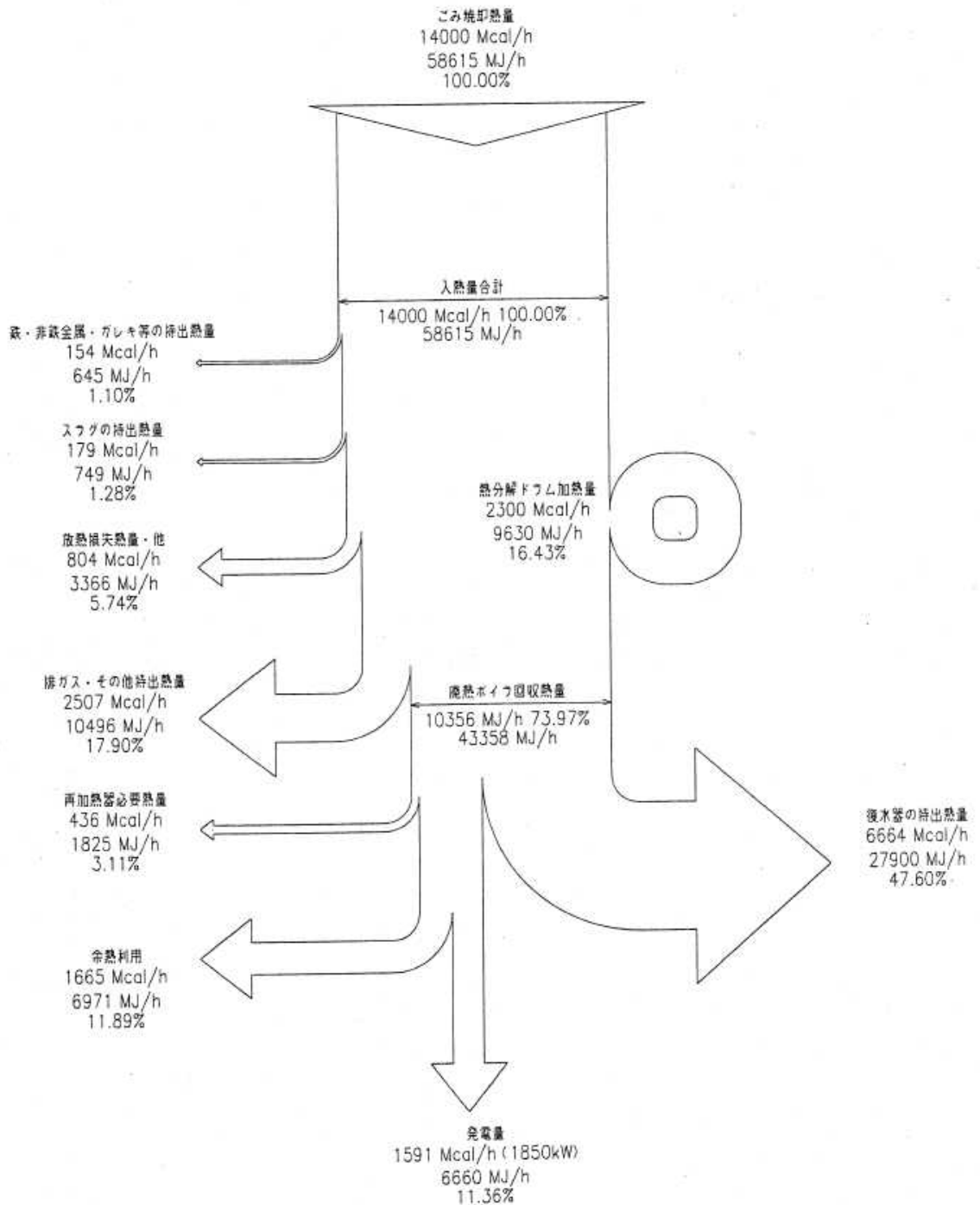
江別市 殿

2-1-6

(仮称) 江別市新ごみ処理施設建設工事(ガス化溶融施設)

熱精算図(基準ごみ)

70t/日 x 24h

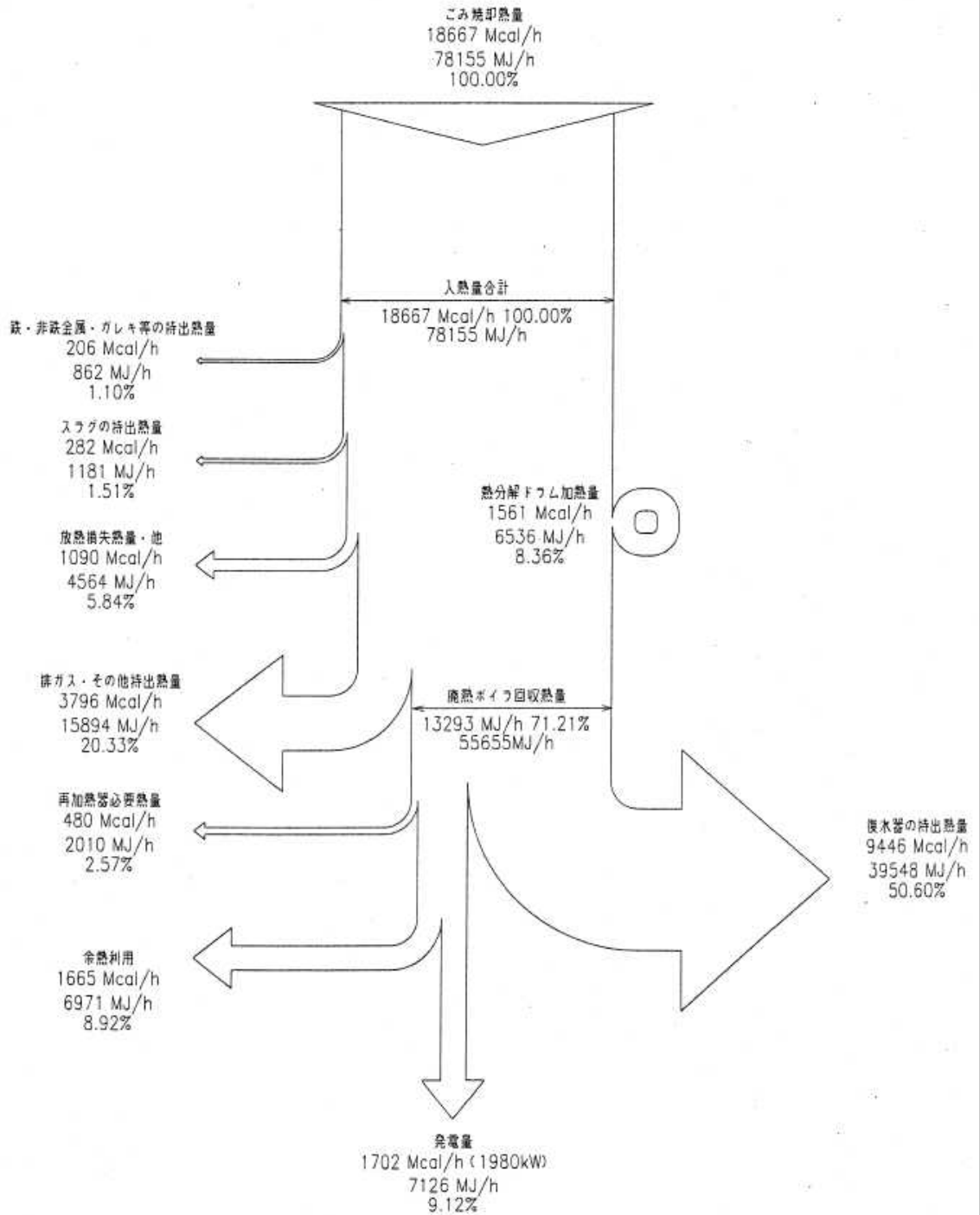


別掲 資料2 (6 ページの 3 枚目)

江別市 殿
 (仮称) 江別市新ごみ処理施設建設工事 (ガス化熔融施設)

2-1-7

熱精算図 (高質ごみ)
 70t/日 x 2炉

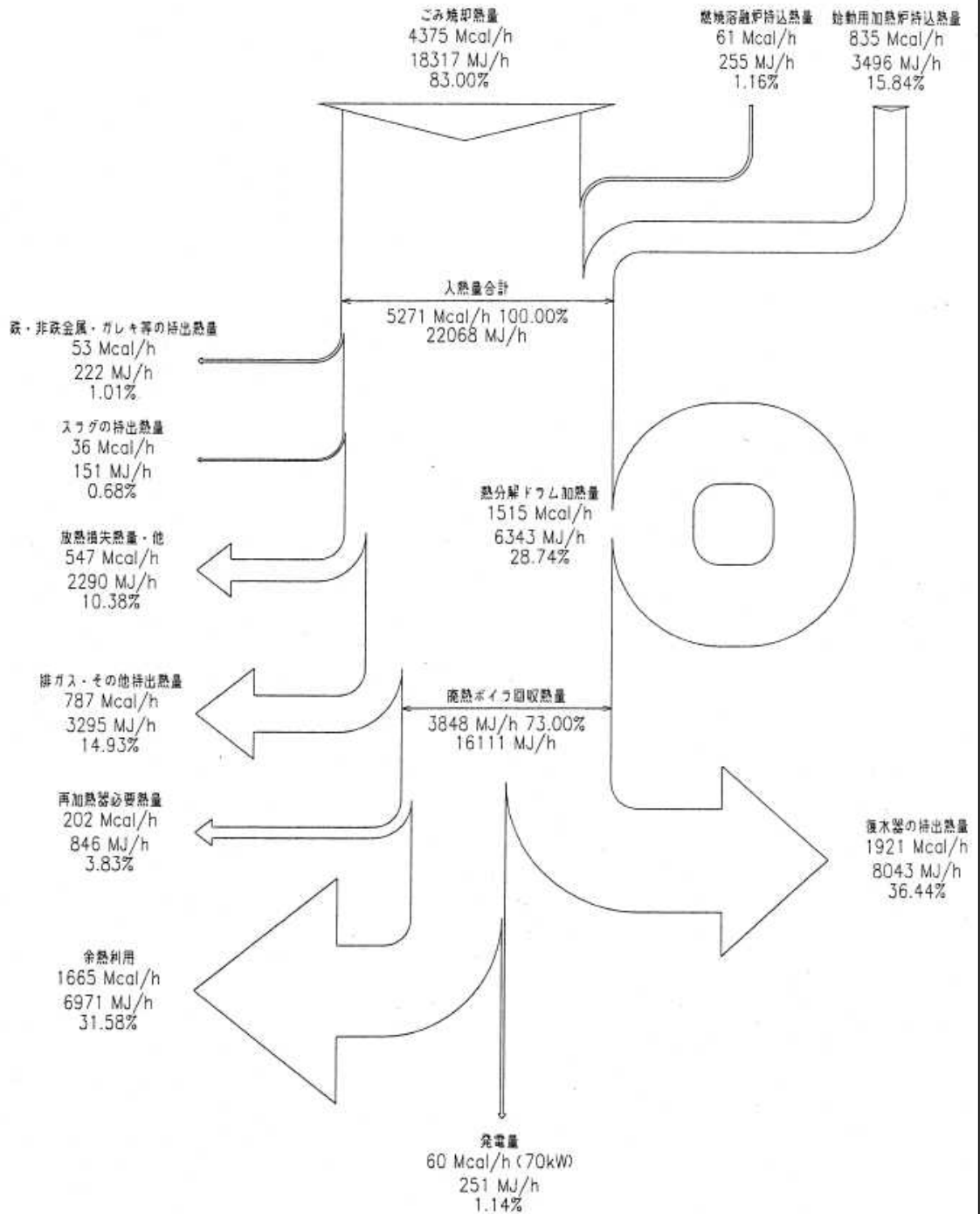


別掲 資料2 (6ページの4枚目)

江別市 殿
 (仮称) 江別市新ごみ処理施設建設工事(ガス化溶融施設)

2-1-8

熱精算図(低質ごみ)
 70t/日 x 1炉

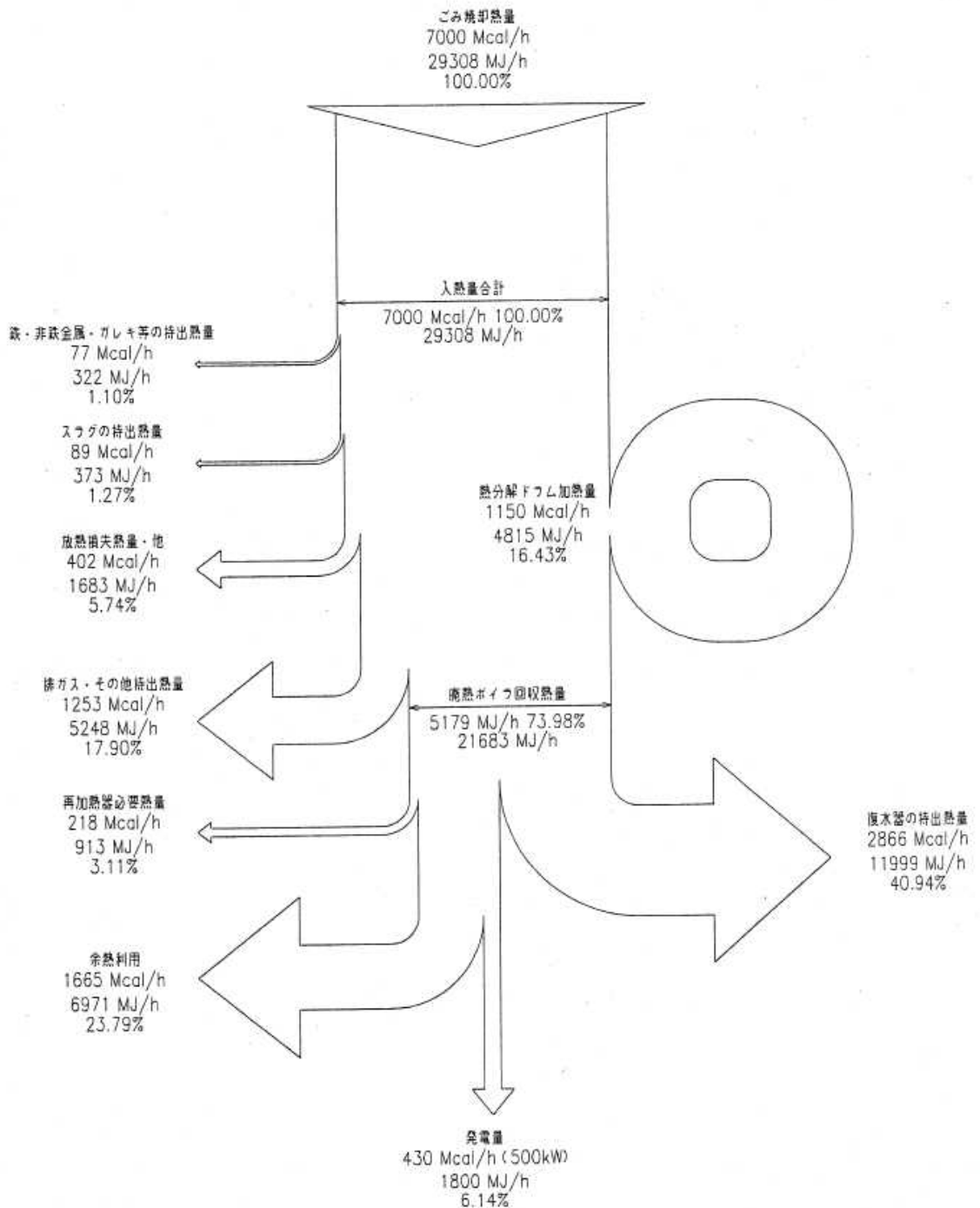


別掲 資料2 (6 ページの 5 枚目)

江別市 殿
 (仮称) 江別市新ごみ処理施設建設工事 (ガス化熔融施設)

2-1-9

熱精算図 (基準ごみ)
 70t/日 x 1炉



別掲 資料2(6ページの6枚目)

江別市 殿
 (仮称) 江別市新ごみ処理施設建設工事(ガス化熔融施設)

2-1-10

熱精算図(高質ごみ)
 70t/日x1戸

